

配偶者控除及び配偶特別控除について

平成 29 年度税制改正により平成 30 年分以降の所得税と平成 31 年度分以降の個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の改正が行われました。今回は、「平成 30 年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除」についてご説明します。

1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 76 万円未満から 38 万円超 123 万円以下とされ、配偶者控除及び配偶者特別控除の額がそれぞれ次のとおりとされています（括弧書きは個人住民税）。なお、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。（平成 30 年分の所得税及び平成 31 年度分の個人住民税より適用されます。）

(1) 配偶者控除

居住者の合計所得金額	改正前控除額		改正後控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円 (33 万円)	48 万円 (38 万円)	38 万円 (33 万円)	48 万円 (38 万円)
900 万円超 950 万円以下			26 万円 (22 万円)	32 万円 (26 万円)
950 万円超 1,000 万円以下			13 万円 (11 万円)	16 万円 (13 万円)

(2) 配偶者特別控除

	改正前控除額	改正後控除額			
		居住者の合計所得金額			
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	
配偶者の合計所得金額	38 万円超 40 万円未満	38 万円 (33 万円)	38 万円 (33 万円)	26 万円 (22 万円)	13 万円 (11 万円)
	40 万円以上 45 万円未満	36 万円 (33 万円)			
	45 万円以上 50 万円未満	31 万円 (31 万円)			
	50 万円以上 55 万円未満	26 万円 (26 万円)			
	55 万円以上 60 万円未満	21 万円 (21 万円)			
	60 万円以上 65 万円未満	16 万円 (16 万円)			
	65 万円以上 70 万円未満	11 万円 (11 万円)			
	70 万円以上 75 万円未満	6 万円 (6 万円)			
	75 万円以上 76 万円未満	3 万円 (3 万円)			
	76 万円以上 85 万円以下	0 円 (0 円)			
	85 万円超 90 万円以下		36 万円 (33 万円)	24 万円 (22 万円)	12 万円 (11 万円)
	90 万円超 95 万円以下		31 万円 (31 万円)	21 万円 (21 万円)	11 万円 (11 万円)
	95 万円超 100 万円以下		26 万円 (26 万円)	18 万円 (18 万円)	9 万円 (9 万円)
	100 万円超 105 万円以下		21 万円 (21 万円)	14 万円 (14 万円)	7 万円 (7 万円)
	105 万円超 110 万円以下		16 万円 (16 万円)	11 万円 (11 万円)	6 万円 (6 万円)
	110 万円超 115 万円以下		11 万円 (11 万円)	8 万円 (8 万円)	4 万円 (4 万円)
	115 万円超 120 万円以下	6 万円 (6 万円)	4 万円 (4 万円)	2 万円 (2 万円)	
120 万円超 123 万円以下	3 万円 (3 万円)	2 万円 (2 万円)	1 万円 (1 万円)		

※平成 32 年分以降の所得税及び平成 33 年度分以降の個人住民税では、配偶者控除の合計所得金額要件が 48 万円以下、配偶者特別控除の合計所得金額要件が 48 万円超 133 万円以下となり、配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分がそれぞれ 10 万円引き上げられます。

今回の改正により、配偶者の給与支給額が 201 万円以下まで、配偶者特別控除の適用を受けることができることとなった一方で、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者について配偶者控除の適用の対象から除外（配偶者特別控除については、今回の改正前から適用できませんでした。）したことで、控除額を納税者本人の合計所得金額により制限したことで、配偶者の合計所得金額が平成 29 年と同額であっても増税となるケースも出てきます。

また、配偶者の年収が 130 万円を超えた場合（一定の会社については 106 万円を超えた場合）で社会保険の加入義務が生じること、配偶者の給与が 103 万円を超えた場合には、配偶者自身に所得税がかかることにも、注意が必要です。

（担当：草野 耕平）